第2回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録 (要旨)

日 時: 平成 21 年 7 月 4 日(土) 午前 10 時~午後 0 時 00 分

場 所:燕市吉田公民館 3階 講堂

出席者

市民委員:赤羽委員、池田委員、市川委員、今井委員、宇佐美委員、遠藤委員、長田委員、小原委員、小栁委員、加藤委員、小林(正)委員、小林(由)委員、斎藤委員、清水委員、下村委員、中村委員、早川委員、藤森委員、本間委員、安田委員、山田委員、鷲澤委員(計22名) (欠席3名 川瀬委員、竹井委員、田邉委員)

職員委員:石村委員、岡田委員、門倉委員、西海知委員、酒井(緑)委員、酒井(善)委員、 武田委員、土田委員、富所委員、服部委員、原田委員、細貝委員、松本委員、 向井委員(計14名) (欠席1名 広瀬委員)

アドバイザー: 新潟大学 馬場 准教授

事務局:企画政策課 南波課長、宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、鈴木主任、藤野主事、宮野主事、地域振興課 五十嵐担当主査 (計8名)

傍 聴 者:なし

次		第						
	1.	開会	•	•	•	 •	•	1
	2.	講演	•	•	•	 •	•	1
		テーマ「まちづくり基本条例の先進地事例」について						
		講師 新潟大学大学院実務法学研究科 馬場 健 准教授						
	3.	事務局説明	•	•		 •	•	5
		「ワークショップの進め方」						
		・今日の作業の進め方と達成目標について						
	4.	ワークショップ	•			 •	•	7
		テーマ 「まちづくり基本条例に期待すること」						
		「こんな条例にしたい(したくない)こと」						
	5.	その他	•	•	•	 •	•	8
		・前回の「ふりかえりシートまとめ」について						
		・今年度の開催日程について(運営スケジュール案)						
		・次回会議の宿題のお願いについて						
	6.	閉会	•			 •	•	9

■1 開会

事務局:

おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第2回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会進行を担当いたします、事務局であります企画政策課の鈴木と申します。よろ しくお願いいたします。

はじめに、本日のプログラムにつきましてご説明いたします。今回の会議では、今後、委員の皆さんと(仮称)まちづくり基本条例の制定に向けた検討を行っていくにあたり、まちづくり基本条例にはどのような内容が書かれているのか、条例の具体的な内容を皆さんから知っていただこうという趣旨から、この会議のアドバイザーであります新潟大学の馬場先生より、まちづくり基本条例の先進地事例についてご説明をいただきます。

その後、事務局よりワークショップの進め方についてのご説明と、委員の皆さんのグループ分けを行い、前回宿題をお願いいたしまして、皆さんから考えてきていただきました「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたい」をテーマに実際にワークショップを行います。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、これより講演に移らせていただきます。 馬場先生、よろしくお願いいたします。

■2 講演

テーマ 「まちづくり基本条例の先進地事例」について 講師 新潟大学大学院実務法学研究科 馬場 健 准教授

皆さん、おはようございます。今日は、実際にワークショップに入る前ということで、簡単にお話しさせていただければと思っています。内容は、学習会でお話しさせていただいた内容につきまして、縮小してお話ししようと思います。学習会に出ていただいた方は、復習の意味で聞いていただければと思います。

そこで、今日は「条例とまちづくり」という題名でお話ししていきます。先進地事例については、事務局が前回の会議で皆さんに配布しました「まちづくり基本条例、自治基本条例先進地の主な規定の比較」という資料があると思います。それを参照しながらお話をしていきたいと思っています。

●自治立法権≒条例

自治体には、「自治立法権」があるというふうに一般的に言われます。「自治立法権」の意味する内容は、条例を定めることであるとも言えます。しかし、条例だけではなく、長が定める規則も自治立法権の1つであると考えると、自治立法権イコール条例とは言い切れません。イコールではありませんが、かなり広い範囲で自治体が規定を定めることができるということです。

自治立法権とは、憲法に保障された自治体の権利です。憲法の 94 条には、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定されています。従って、本来は、地方自治体は法律の範囲内で条例を定めることができるということになります。しかし、これが法令の範囲内でということに変わっています。条例の制定は、憲法では「法律の範囲内」と規定されていて、地方自治法という法律には、「法令の範囲内」と規定されています。法令の「令」の字は、政令その他を意味しています。つまり、法律よりも少し狭い範囲で、法律よりも縛りが大きくかかっている政令等によって、自治立法権は制限されている、若しくは枠をはめられていると言うことができます。

●条例で決められないこと

また、条例で決められないことがいくつかあります。憲法上の制約で言えば、罪刑法定主義で

あるとか、財産権の保障、租税法律主義、公共の福祉と基本的人権、このような憲法の規定に抵触するものは、条例をつくることはできません。例えば、有り得ないことですが、性別で参政権を認めないといったものは駄目ということです。先ほどお話ししたように、法令の範囲内でということで、法律や政令、省令等の範囲を逸脱する、それよりも超えてしまうということは基本的にはできないというわけです。

●条例と法令との関係

では、条例と法令との関係ですが、まちづくり基本条例にも関係する内容として「国の法令の空白状態」というものがあります。これは、国が決めていない部分ということです。日本の場合には、国の法令の空白地帯には条例が入り込む余地があると見なされますが、国によって違っていて、イギリスでは、この部分は条例制定ができない部分、逆に規定されていないものはすべて国の権限というふうに決まっています。日本の場合には、そういう決め方をしていないため、国の法令が空白状態になっている部分については、地方自治体の事務の範囲内で条例制定を行うことが可能です。つまり、まちづくり基本条例は、この空白部分を埋めるという意味でつくられることが一般的であるということです。

それ以外にも、いくつかのパターンがあります。「国の法令が規制している対象と同一の対象について規制する」場合です。規制する目的が異なる場合は、法令の規制がないのと同様であり、この場合には、地方自治体の事務の範囲内で条例制定が可能であるということです。

これよりも皆さんが良く聞くのが「横出し条例」「上乗せ条例」と言われるものだと思います。 「法令と目的が同一で、規制対象が違う」というものが、いわゆる「横出し条例」と言われる 条例です。例えば、車がある規制をかけられていて、規制の目的は一緒ですが、対象が原動機付 自転車を規制するというもの。これが「横出し条例」です。

次に、「法令が一定の基準を設けて規制している場合に、同一の対象について同一の目的から、その基準を上回る規制をする場合」というものが、いわゆる「上乗せ条例」と言われる条例です。例えば、廃棄物の処理で良く出てくる話で、法律で規制をかけているものに対して、それよりも厳しい規制をかけるもの、これが「上乗せ条例」です。

法令が明示的に規制していなければ、こういった条例をつくることができます。基本的には、 まちづくり基本条例で横出しや上乗せの規制がかけられるようなものは、ほとんど無いと考えて 良いと思います。

●条例の及ぶ範囲

それよりも、条例が及ぶ範囲はどこなのかということの方が重要かもしれません。条例が及ぶ 範囲ということで、まず「地域」についてですが、条例は、条例を定めた地方自治体の区域内で しか適用されません。よって、燕市でつくったからといって隣の三条市で適用されるかというと、 別の自治体で適用されることはないということです。では、新潟県がつくったらどうかというこ とですが、県内は全部適用されますが、隣の長野県には適用されないということです。

次に「人」については、区域内にいる全ての人に適用されます。住民だけではなく、その区域の一時的な滞在者にも適用されるということです。例えば、ゴミのポイ捨て条例を考えていただくと分かり易くて、ゴミのポイ捨ては、その区域の住民がポイ捨てした場合のみ規制されるわけではなく、その区域を通る人がゴミのポイ捨てをしては駄目ということになっていますよね。つまり、その区域内に入って来た人や、そこに少しでもいる人に適用されるということです。

もう1つ、皆さんにお話ししておかなければならない点は、条例の間に優劣はないということです。ここは重要なポイントで、まちづくり基本条例をつくったからと言って、その条例が自治体の中で一番優位するか、例えば法的に憲法のような地位になるかというと、そういうことはありません。ただ、条例と条例の間で齟齬を来たすことにならないというのが基本的な考え方ですので、齟齬を来たさないように、どちらかの条例を改正することになるというのが、法律論の話です。実態論で言えば、条例の間に優劣はないけれど、まちづくり基本条例のような条例をつくれば、それが他の条例にも影響を与えることは十分考えられますし、基本的には他の条例もそれ

に倣っていくということになります。例えば、ある政策を行う上で、その案について広く意見を聴く制度でパブリックコメント制度があります。もともと建設省が始めた制度ですが、瞬く間に各省や各自治体に広がりました。例えば、パブリックコメントを行うということをまちづくり基本条例の中に定めたとすると、まちづくり基本条例の枠で決められているので、それに基づいてやりましょうよということになる。そういった形で、もし他の条例に書かれていなかったとしても、それらが影響を受けることは多分にしてある、若しくは、まちづくり基本条例をつくることでそういう形でまちの施策の運営の仕方を変えていくということが起こり得るということです。もっと典型的なものは、審議会です。もし、市の審議会の委員に公募委員を入れなければならないということをまちづくり基本条例に規定したとします。すると、各審議会の設置条例に委員公募の規定はありませんが、規定されていないけれど、その条例を改正して公募委員を入れなければならないよねということになります。そういう形で、優劣はないけれど、実態的には優位する可能性が非常に高いと考えて良いということです。

●まちづくり条例の構造

• 理念

それでは、まちづくり基本条例の構造上の理念とはどういうものなのか。これは、繰り返し僕は言ってきましたが、ここでもう1度申し上げたいと思います。まちづくりとは、都市をマネジメントすること、管理することです。ある都市の公共的な課題をどうやって解決していくか、その解決する営為、その活動全般を指してまちづくりと呼ぶということです。ですから、建物を建てるということや道路を通すというハードウェアの整備だけではなくて、ソフトウェアについても、ある政策をどのように決めていくのか、そのときに住民と行政、住民と議会がどういう関係にあるべきかというつながり方が重要で、このつながり方全般を指してまちづくりと呼べるということ。更には実際に住民と行政が活動すること、それらも含めてまちづくりと呼ぶことができると思います。

そもそも、まちづくりの主体は誰かという話になったときに、今までは行政の専売特許だった というふうに考えられていました。それは悪いことではなく、行政に任せて住民は他のことをや ってきたということなんです。その他の事とは一体何かと言うと、経済活動に従事してきたとい うことです。高度経済成長を経て来られた方は良くご存知かと思いますが、まちのあれこれに関 わっている暇なんてなかったわけです。つまり、住民が高度経済成長を支えてきたとういうこと です。その下支えをしていたのが行政だったわけです。そうすると、行政が専売特許でやってい たことは、それなりに意味があったということになります。しかし、その体制を変え、住民と行 政と議会の協働というものを考えていこうという時代になってきました。ここで言う住民という のは、必ずしも住民一人ひとりだけではなく、町内会・自治会、まち協なども含めて指します。 まちづくり基本条例の構造として、最初に「まちづくりとは」、次に「まちづくりの主体」と 「まちづくりのためのルール」ということが入っています。大前提は、まちづくりのルールをつ くるということ。ルールを定めることが重要であって、個別の問題を何とかしましょうというこ とではありません。例えば、「緑豊かなまちづくり」といった個別のまちづくりを考えることも 重要ですが、それは個別の部分で、その緑豊かなまちづくりということを誰がどうやって決めて いくのかということの方が重要です。「まちづくりというものの決め方」をどうやって行ってい くのかということ。今までは、行政が主体となって決めてきました。しかし、まちづくりの目的 等を決めるときに、どうやって決めていったら良いのかということが重要で、まちづくり基本条 例とは正にそういう部分を決めるものです。まずは、こういうルールを決めることが重要になり ます。ですから、「大前提はルール作り」と掲載しました。皆さんのイメージでは、「緑豊かなま ちづくり」や「子供がのびのび暮らせるまち」などがまちづくりであると思われると考えますが、 ふと、それはどうやって決めたのかを考えると、実はよく分かりませんよね。ですから、それを 整理して、こういう場合、これについてはこう決めなければならないという、ルールを考えなけ ればいけない。まずは、決め方が重要であると、それが、まちづくり基本条例の理念の部分とし

て、構造の中に絶対入れておかなければならないものであると思います。

•構成要素

そこで、まちづくり基本条例の構成要素についてですが、今お話ししたように大前提はルール作りです。それから、そのルールに基づいてまちづくりを進めようというまちのあるべき姿や、住民の役割、行政の役割、議会の役割などを規定していくことになります。各主体と呼びますが、住民、行政、議会がまちづくりにあたって、どういうことを行うかという役割を規定するということ。ただし、これについては批判があります。塩野宏(しおのひろし)という行政法の学問領域では大立者の先生がいます。非常に影響力を持っている方で、行政手続法の制定や地方分権一括法の制定などに影響力を行使した方です。この方は、東大の法学部の教授でした。この塩野先生は、「まちづくり基本条例」「自治基本条例」は、お節介な条例であると言ったそうです。住民の役割というものを決めてもらう必要はなく、住民が自分でやるのが基本で、わざわざ役割を決めてもらうということはお節介で、そこまで手を突っ込むのは間違いであるとおっしゃったそうです。確かに、そのとおりだと思います。ただし、それは東大法学部教授の考える世界で、そういう部分もあるということです。みんながみんな、東大法学部の教授ではありませんので、今まで意識的になっていなかったことを明示的に定めることにより、みんなが気付くことができるという「制度が人をつくる」という部分があるということが重要であると思います。その意味でも、各主体の役割を規定することが全く無意味だとは、僕は思いません。

まちのあるべき姿

それでは、まちづくり基本条例の先進地事例ということですが、まちのあるべき姿の規定について、上越市は自治基本条例という名称なので、自治の基本理念という規定の仕方をしています。上越市の自治の基本理念には、(1)市民主権、(2)人権の尊重、(3)非核平和への寄与、(4)地球環境の保全、(5)地域特性の尊重、(6)地方分権の推進及び自主自立の市政運営、こういった規定をしています。まちのあるべき姿の規定というものは、その地域によってさまざまです。今回は、上越市を例に挙げましたが、皆さんのお手元にあるものを読んでいただければ、条例の最初の部分に、どうしてこの条例をつくったのかという規定の方法として、その基本理念が載っています。

・住民の役割

住民の役割については、次のように規定されています。宝塚市と柏崎市と高知市の例を掲載しました。

宝塚市は、「市民の権利と責務」と、柏崎市は、「まちづくりの主体」と、高知市は、「市民等の役割」と規定しています。書きぶりを見ていただくと、同じ市民の役割でも随分違いますよね。そもそも題目が3つとも違っています。市民の役割のほか、NPOの役割、事業者の役割と分けて規定しているところもあります。これは、その地域の特性に応じて、その地域で考えたということです。どういった規定の仕方をするかは、地域の特性なんです。ですから、燕市が真似をする必要は全くありません。どの自治体のやり方が良いということはなく、燕市として住民や市民をどのように定めるべきか、その役割をどのように考えるべきかを決めれば良いということです。

・行政の役割

同じように、行政の役割については、三鷹市は次のように規定しています。行政と言わず、執行機関という言い方をしています。三鷹市は、法制執務と言いますが、法律に詳しい職員がかなり議論を行ったようですし、更に住民の中にもそういう人達がたくさんいますので、その意味で正確な言葉使いをしたということです。執行機関とは地方公共団体の長のことで、そこで市長の責務について規定しているわけです。更に、執行機関は市長だけではないため、その上で執行機関の連携及び協力ということを規定しています。法律論としては、非常に精緻な議論です。他の自治体でも、必ず行政の役割について規定しています。こちらの規定の仕方もさまざまです。

・議会の役割

更に、三鷹市の例を挙げると、議会の役割についても規定しています。ただし、新発田市、宝 塚市、高知市では、議会の役割についての規定はありません。その理由は、議会の役割について は、議会で自ら定めることを議会として言っているからです。これについては、地域特性があり、 議会の役割を行政が提案することについてどう考えるかによって大きく異なってきます。

燕市が議会の役割についてどのようにするかは、今後の議会との関係によって考えなければならないと思います。ただし、我々が市民検討会議で議会について議論をするということは、当然考えても良い話ですが、その後で条例案として議会について必ずしも規定するかどうかは分かりません。理由は、議会について規定することで、まちづくり基本条例、それ自体が議会を通らないということになる危険性が多分にあるからです。従って、この部分については、今後議論をしていかなければならない点であると思います

・住民と行政との関係

住民と行政との関係性については、柏崎市は次のように規定しています。「参加と協働」の概念や「情報の共有」「情報の提供」などについて規定しています。北海道のニセコ町は、全国で最初にまちづくり基本条例を制定した自治体ですが、「町民はまちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する」ということや、「まちづくりの活動は自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない」ということが規定されています。これもいろいろな規定の仕方があるというわけです。

●まとめ

今、駆け足で説明してきましたが、先進事例については、内容的には見ていただいてお分かりのとおり、バラバラです。

大枠については、最初にまちづくりの理念としてどんなことが必要なのかということが書かれていて、次に住民の役割、行政の役割や行政と住民がどうやってつながっていくのかという部分までは、大体同じだと思います。更に、その中の細かい部分については、自治体によって大きく異なっていると思います。その大きく異なっているのは何を反映しているかと言えば、その地域の特性なんです。その地域ごとの特性なので、これについて僕が説明しても分からない点が多いんです。僕が皆さんに「まちづくりとはこういうものです」と言っても、意味がありません。僕は、燕市の住民ではないので、地域特性までは分からないということです。そこで、皆さんからこれから議論していただき、まちづくりのルールをどのように定めたら良いのかということを検討していただいて、その検討に基づいて条例案を考えていこうということなんです。

従って、今後、皆さんからワークショップで議論を深めていただければと思います。案外、自 分が思っているイメージと他の人が思っているイメージが全く違うということがあると思いま す。自分はこう考えていたけれど、みんなが言うことが違うということを分かっていただくこと から、まず始めていただければと思っています。

以上で僕の話を終わります。

事務局:

馬場先生、たいへんありがとうございました。皆さんから馬場先生にご質問もあると思いますが、本日ワークショップを予定しており、スケジュールの都合上、ご質問につきましてはふりかえりシートにご記入いただければ、次回までに回答をご用意したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

■3 事務局説明

「ワークショップの進め方」

事務局:

それでは、続きまして私の方から「ワークショップの進め方」についてのご説明と、いよいよ 皆さんのグループ分けを行わせていただきたいと思います。

今後、まちづくり基本条例市民検討会議では、(仮称)まちづくり基本条例の素案の策定に向

けて、グループ別に具体的な検討を行っていきます。今回、まずは、ご参加いただきました委員の皆さんの条例に対する考えや思いといったものをできる限り洗い出していただきまして、皆さんの思いを共有することを目的に、「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたい」ということをテーマにワークショップを行わせていただきます。

ワークショップを経験したことのある方もいらっしゃることと思いますが、初めての方もいらっしゃると思いますので、簡単にワークショップの説明と本日の進め方についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

最初に、ワークショップについてのご説明です。

参加は、まちに関わるすべての人の権利と義務であり、より良いまちづくりのための不可欠な プロセスです。

ワークショップとは、共通の課題を設定してこれを解決するために、参加者がともに討議したり、現場を見たりするなどの協働作業を通じて、お互いの考え方や立場の違いを学び、協力し合いながらまちづくりの提案などをまとめる手法です。

ワークショップは、参加者全員がそれぞれの考え(複数)や意見(これも複数)を出し合って、 それを総合して、結果として全員の一致した結論(これは単数)を作り出すことを目指します。 ワークショップの前と後とで、参加者全員が何らかのかたちで「変わる」ことができたなら、ワークショップは成功です。

ワークショップにはルールがあります。ここで注意点についてご説明いたします。

その1、発言は簡潔明瞭に、手短に。これは、全員に話す機会を提供しなくてはいけないからです。

その2、人の意見は最後まで聴く。ただし、制限時間がある場合にそれを超過している場合は、 進行係が注意を促します。

その3、人の意見を否定しない。自分と違う考えをするにはその理由があります。

その4、人の意見を認めたうえで自分の意見を言うこと。

その5、人格攻撃をしない、挑発はしない。これは、当然ですね。

その6、事実に基づいた発言をし、自信をもって発言すること。

その7、誰かが発言しているときには、その意見を聴いているということを態度で示しましょう。

その8、参加するということは、何が何でも発言するということでもありません。今はまだ考えがまとまらないという場合は、それを表明すれば良いのです。

その9、全員が納得できるところが、どこかを考えてまとめましょう。場合によっては各論を 併記したまとめでも結構です。「ひとつにまとめる努力をしたけれど、まとまらなかったという ことまでは確認できました」ということでも、立派なまとめです。全員が一致したわけではない というところまでは、全員が一致して認めているのですから。

以上が、ワークショップの注意点のご説明です。更に、もっと詳しいワークショップの説明につきましては、本日参考資料という形で配布してあります。こちらは、時間の都合で説明を省略させていただきますが、後でご覧になっていただきたいと思います。

続きまして、本日のワークショップの進め方についてご説明いたします。

最初に、グループ分けを行いますが、グループ分けを行った後、各班のテーブルに移動していただきまして、グループのメンバー同士で自己紹介を行っていただきます。お名前と住んでいる町内など一言ずつ簡単にお願いします。また、各グループに次の係員を置いています。進行係、記録係、補助係、事務局です。それぞれの役割は、資料に掲載したとおりですが、進行係と事務局は、自分の意見というよりも、みんなが参加できるための「場づくり」に必要なことのみを発言させていただきます。それには理由があり、進行係が自分の意見を言ってしまいますと、その意見の方向に議論の流れが変わってしまいます。皆さんのご意見を誘導しないためにも、今回は進行係と事務局はこのようにさせていただきたいと思います。

2番目に、自己紹介が終わりましたら、今日の作業の確認を行い、グループ内で情報の共有を行います。今日のテーマは、「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたいこと」です。目標は、委員の皆さんから「テーマについてできるだけ幅広い意見や考え方を集め、グループで意見を集約すること」です。

3番目に、皆さんの意見を集約する手法としまして、カードを使った情報集約を行っていただき、グループ内で情報の共有を行います。皆さんのまちづくりへの思いを共有するため、「まちづくり基本条例に期待すること」「こんな条例にしたい(したくない)こと」について、自由に意見を出し合います。皆さんの意見は、ポストイットに書き出して、その後説明を加えながら模造紙に貼り出していきます。

4番目としまして、模造紙に全員の意見が貼り出されたグループは、まとめの作業を行っていただきます。全員の意見が貼り出されたら、他に意見がないか確認してみてください。次に意味の近い意見同士をグループ化し、みんなでタイトルを付けていきます。次に、時間があればということですが、「特に残したい意見」や「大事にしたい意見」などについてみんなで考えて、グループで選んでみてください。また、時間が限られていますので、意見のまとめが途中でも、そこまでのまとめで結構です。

5番目としまして、全グループのまとめが終わったら、いよいよ各グループの発表です。各グループから、それぞれ発表者を決めていただきたいと思います。発表は何人で行っていただいても結構です。発表者の説明や模造紙が見える位置に、グループごとに移動してください。発表時間は、各グループ3分間です。残り時間が1分になったときに、係員がお知らせいたします。

その他としまして、グループ作業の進捗状況が早いから良くて、遅いから悪いということではありません。他のグループの意見やまとめも参考になります。自由に見学してみてください。各グループに事務局職員が入りますので、ご不明な点はお気軽にお声掛けください。

資料の次のページに、カードを使った情報集約の方法を掲載してあります。ポストイットには、 意見は1枚につき1つ、大きな字で簡潔に記入していただきます。できましたら、ポストイット の下の部分に名前も記入していただきたいと思います。また、ポストイットには向きがありまし て、裏面の「のり」の部分が上になるように、おもての部分に記入していただきたいと思います。 記入が終わりましたら、カードを読み上げ、補足説明をしながら模造紙に貼っていきます。次に 意味の近いカード同士をグループ化し、タイトルを付けます。グループを輪で囲んだり、グルー プに関係線を引いたりしても良いです。

もし、記入方法が分からない場合は、事務局の職員にお尋ねいただきたいと思います。次のページの資料は、時間配分等を掲載した資料です。こちらも確認しながら各グループで作業を進めていただきたいと思います。

早速ですが、これからグループ分けを行わせていただきます。

■4 ワークショップ

テーマ 「まちづくり基本条例に期待すること」 「こんな条例にしたい(したくない)こと」

(グループ分けを行い、5班に分かれた後、テーマについてワークショップで意見交換)

事務局:

意見交換の最中に申し訳ありません。ここで事務局からご連絡がございます。各グループの進 捗状況を見ますと、なかなか意見を言い足りないグループもあるようです。本日、各グループか ら発表を行っていただく予定でしたが、発表を次回の会議に繰り越させていただきまして、本日 は、皆さんから、とことん意見や思いといったものを出していただく時間にしたいと思いますの でよろしくお願いいたします。

■5 その他

事務局:

皆さん、作業の途中だと思いますが、議論を一区切り付けていただきまして、事務局から連絡 事項のご説明を行わせていただきたいと思います。

今回の作業で、各グループで発表できる段階まで進んでいないと思いますので、次回の会議の前半部分で本日の作業の確認をして、その後、続きの作業を行っていただいた上で発表を行っていただきたいと思います。つきましては、皆さんのグループの中から、次回から会議の開催を30分早められないかというご意見をいただきました。実は、前回のふりかえりシートにも同様のご意見がございまして、今後議論が重なってきたときに、1時間なり時間を早めて開催できないかというものです。皆さんからこの場でご了承いただければ、そのように準備させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

事務局:

ありがとうございます。では、事務局の方で、次回の開催案内を皆さんに送付させていただく際に、9 時 30 分からということでご案内させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の議題のその他ということで、事務局からご連絡がございます。本日、前回の会議で皆さんからご提出のありました、ふりかえりシートのまとめをお配りしてあります。その中で、今後の進め方についてのご意見として、「自治会代表者の参加が少ないので、自治会の追加参加の要請をしていただきたい。また、社協、民生委員、PTA役員にも参加の要請を併せて行っていただきたい」というご意見がありました。今回のご意見につきましては、この市民検討会議委員になっていただくということも良い方法ではありますが、予算等の関係等もありますので、ある程度この会議としての条例素案の意見がまとまった段階で、関係団体の皆さんのところに押しかけまして、意見交換など、ご意見を伺う方法を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。また、他のご意見といたしまして、「グループをあまり多く分けると議論が深まりにくいし、まとめるときに整合が取りづらいので3グループ位が良いのではないか」というご意見がありました。最初は、なるべく皆さん全員からご意見を頂けるよう5グループで進めさせていただき、今回のご意見のように議論が深まりにくかったり、整合が取りづらかったりする場面がありましたら、グループの数を見直していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、今後の会議の開催日程につきまして、本日資料をお配りいたしましたが、まちづくり基本条例市民検討会議運営スケジュール案をご覧ください。次回の開催日ですが、1月後の8月1日(土)、午前9時30分からこの会場で開催させていただきたいと思います。また、ふりかえりシートでも皆さんからご要望がありましたので、今後1年間の日程につきまして、この資料にお示しさせていただきました。なお、基本的に土曜日の午前中の開催で予定させていただきましたが、10月の開催についてご覧いただきたいと思います。10月につきましては、トキめき新潟国体の開催や秋ということでその他の行事が連なっております。そこで、平日夜の開催を予定させていただきました。今回、事務局から今年度の開催についてご提案させていただきましたが、日程についてご意見等ございましたら、ふりかえりシートでも結構ですし、また後日でも結構ですので、事務局までご連絡をいただきたいと思います。

続きまして、次回の会議の内容についてご説明いたします。次回の会議では、今回の作業経過を欠席された委員の皆さんにご説明した上で、皆さんで情報を共有して、続きの作業を行っていただきます。その後グループ別に発表を行わせていただきます。また、スケジュール表にも書いてありますが、本来、次回からまちづくり基本条例の検討項目の1番目に挙げてございます、「市

民参画と協働のまちづくりに必要なこと」について、皆さんからグループ別にワークショップ形式で意見交換を行っていただこうと考えておりました。次回会議の後半部分で、こちらについても進めていきたいと思います。つきましては、今回も皆さんには大変ご面倒をおかけするんですが、宿題といたしまして、次回までに「市民と行政のつながり(参加、連携・協力)の場面や現状」を考えてきていただきたいと思います。テーマが難しいと思いますので、宿題の記載要領に、こういった観点からご意見をいただきたいということで、3項目挙げてございます。大変ご面倒をお掛けいたしますが、次回までに考えてきていただきまして、次回都合によりご出席できない場合は、事前に事務局にファクスでもメールでもなんでも結構ですのでご提出いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

■6 閉会

事務局:

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。

最後に、今回も皆さんにふりかえりシートをお配りしてありますので、今日気付いた点など何でも結構ですのでご記入をお願いいたします。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から、そのままテーブルに置いてお帰りいただきたいと思います。また、後日ご提出いただいても結構です。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。お疲れ様で した。